

第6編 復旧復興計画

- | | |
|-----|---------------|
| 第1章 | 被災者等の生活再建等の支援 |
| 第2章 | 災害復旧事業 |
| 第3章 | 災害復興計画 |

第6編 復旧復興計画 目 次

第1章 被災者等の生活再建等の支援	1
第1節 罹災証明書・被災証明書・被災届出証明書の発行	1
第2節 義援金の受け入れ、配分	3
第3節 災害弔慰金等の支給	4
第4節 災害援護資金等の貸与	4
第5節 租税の減免等	5
第6節 郵便・電話料金などの免除等	5
第2章 災害復旧事業	7
第1節 災害復旧事業の推進	7
第2節 激甚法による災害復旧事業	8
第3章 災害復興計画	11
第1節 災害復興体制の確立	12
第2節 都市復興対策	15
第3節 生活復興対策	20

第1章 被災者等の生活再建等の支援

章の概要

災害により被害を受けた市民が、生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する弔慰金等の支給、災害援護資金の貸付（住宅資金等の貸付等を含む。）を行う。

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 罹災証明書・被災証明書・被災届出証明書の発行	災対財政部	消防署
第2節 義援金の受け入れ、配分	災対福祉部、災対産業振興部	東京都、日赤東京都支部
第3節 災害弔慰金等の支給	災対福祉部	日赤東京都支部、（公財）都道府県センター
第4節 災害援護資金等の貸与	災対福祉部	東京都社協
第5節 租税の減免等	災対財政部、災対健康医療部	東京都、東京労働局
第6節 郵便・電話料金などの免除等	災対総務部	日本郵便株式会社、NTT東日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、NHK

第1節 罹災証明書・被災証明書・被災届出証明書の発行

1 発行の担当

災害時の「罹災証明書」の発行事務は、災対財政部が消防署と連携して行う。

2 発行の手続

「罹災証明書」の発行受付は、被災者相談窓口とは独立した、罹災証明書発行専門の窓口を設置し、実施する。

災対財政部は、被災者の「罹災証明書」発行申請に対し、被災者台帳により確認の上発行するものとする。（⇒ 第3編 第2章 第8節「住家の被害認定調査」参照）

なお、被災者台帳により確認できないときでも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは、「罹災証明書」を発行するものとする。

3 罹災証明の範囲

「罹災証明書」の区分及び範囲は以下のとおりとする。

原因となった災害	被害の主体	住家/非住家	証明書種類
災害対策基本法第2条第1号に規定する災害	建物	住家	罹災証明書
		非住家	被災届出証明書 被災証明書
	それ以外		被災届出証明書 被災証明書

なお、罹災証明・被災証明・被災届出証明書の相違については、第3編第2章第8節に記載のとおりとする。

罹災証明 の範囲	家屋の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊等
-------------	--------------------------------

4 罹災証明書発行等体制の整備

国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく住家被害認定調査手法や、罹災証明書発行体制等についてガイドライン化し、市における平時での業務手順等の確認や、協定の締結及びシステムの整備等事前対策の充実と標準化を図る。

また、東京都の統一システムを使用して業務を標準化し、都内自治体との連携を図る。

5 連携体制の確立

被害状況調査体制を充実するとともに、罹災証明書の発行基準を近隣自治体と調整する。また、市は消防署と事前協議等を行い、罹災証明書発行に係る連携体制を確立する。

6 職員研修の実施

罹災証明書の発行根拠となる、災害に係る住家被害認定調査や、罹災証明書発行手続に関する職員研修を実施する。

7 広報等による周知

「罹災証明書」、「被災証明書」及び「被災届出証明書」の発行基準、発行手続、発行時期、発行窓口、窓口受付時間等を広報等により周知する。

8 その他

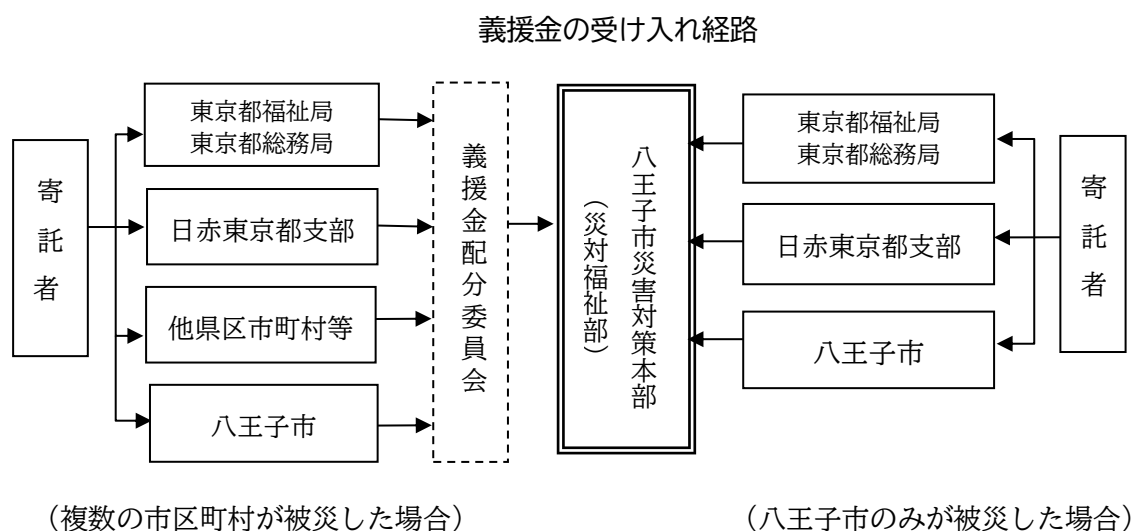
「罹災証明書」、「被災証明書」及び「被災届出証明書」については、証明手数料を徴収しない。

第2節 義援金の受け入れ、配分

1 義援金の受け付け

義援金は、以下に示すような経路により市に寄託され、市に直接寄託された場合は、災対福祉部が担当する。

なお、受け付けに際しては、受付記録を作成し、以下に定める保管手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。



2 義援金の保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座をつくり、市指定金融機関に保管する。管理に際しては、受け払い簿を作成する。

なお、東京都に義援金配分委員会（以下「都委員会」という。）が設置された場合は、都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、東京都に報告する。また、都委員会に逐次受付状況を報告するとともに都委員会の指定する口座に送金する。また、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。

義 援 金 配 分 委 員 会 の 構 成	東京都、区市町村、日赤東京都支部、その他関係機関の代表者
審 議 事 項	○ 被災市区町村への義援金の配分計画の策定 ○ 義援金の受付・配分に係る広報活動 ○ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項

3 義援金の配分

(1) 配分方法の決定

都委員会の配分計画に基づき、市は被災者への適正な配分方法を決定する。

(2) 配分の実施

決定した配分方法により、市は被災者に対し速やかに義援金を配分する。

(3) 配分の公表

市は、被災者に対する義援金の配分結果を都委員会に報告する。都委員会は東京都災害対策本部に報告するとともに、報道機関等を通じて公表する。

(4) 東京都に義援金配分委員会が設置されない場合の措置

東京都に委員会が設置されない場合は、これに準じて市に委員会を設置する。

4 義援品の受け入れ

東京都において仕分けされた義援品、及び寄せられた義援品については、他の救援物資と同様にし、災対産業振興部が受け入れから配分までの業務を行う。

第3節 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金

災対福祉部は、八王子市災害り災者救護条例の規定に基づき、災害により死亡した者の遺族に対しては災害弔慰金を支給する。

2 災害見舞金・災害障害見舞金

災対福祉部は、八王子市災害り災者救護条例の規定に基づき、災害により住居また身体に被害を受けた者に対して災害見舞金を支給する。また、同条例に基づき、災害により精神又は身体に重度な障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

3 被災者生活再建支援金

公益財団法人都道府県センターは、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた市民に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金を支給する。

災対福祉部は、この支援金の申請を受け付け、受理した申請書等を東京都に送付する。

4 日赤東京都支部による災害救援品等の支給

日赤東京都支部は、日赤各地区からの申請に基づき、被災したものに対し、災害救援品（見舞品）の配布を行う。

災対福祉部は、この制度の紹介を被災者に対し行う。

第4節 災害援護資金等の貸与

市は、災害救助法の適用時において、災害により家財等に被害があった世帯の世帯主に対して、生活再建、自立支援のための資金として災害援護資金を貸し付ける。

また、災対福祉部は被災者に対し、必要な情報の紹介を行う。

第5節 租税の減免等

災対財政部及び災対健康医療部は、災害によって被害を受けた市民に対して市民税等の減免、納期限等の延長及び徴収猶予を行う。同様に、東京都主税局及び東京労働局は、都税、労働保険料等についての減免・猶予措置を行う。

種類	減免等の内容		担当部
納期限等の延長	災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市民税等を納付若しくは納入することができないと認めるときは、当該期限の延長を行う。（地方税法第20条の5の2）		災対財政部 災対健康医療部
徴収猶予	災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市民税等を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。（地方税法第15条）		災対財政部
減免	被災した納税義務者に対し、該当する各税目等について減免を行う。		災対財政部
	個人の市民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。（地方税法第323条）	
	固定資産税	災害により著しく価値が減じた固定資産（土地、家屋、償却資産）について行う。（地方税法第367条）	
	事業所税	被災した事業所家屋の状況に応じて減免を行う。（地方税法第701条の57）	
	国民健康保険税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。（地方税法第703条の5）	災対健康医療部

第6節 郵便・電話料金などの免除等

1 郵便等

災害が発生した場合において、日本郵便株式会社は、災害の態様及び被災状況等、被災地の実情に応じて、会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 郵便関係

ア 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、関係法令に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金を免除する。

イ 郵便はがき等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常はがき及び郵便書簡を無償交付する。

ウ 被災者の郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(2) 郵便貯金関係

取扱局、取扱期間、取扱業務の範囲を指定して、郵便貯金、郵便為替、郵便振替、年金、恩給等の業務について、一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付並びに国債等の非常買取り等の非常取扱いを実施する。

(3) 簡易保険関係

取扱局、取扱期間、取扱業務の範囲を指定して、保険金（倍額保険金を含む。）及び保険貸付金の非常即時払い、保険料の払込猶予期間の延長等の非常取扱いを実施する。

2 NHK及びNTT東日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ

NHK及びNTT東日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモは、次の措置を行う。

N H K	(1) NHK厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施、 また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を実施 (2) 被災者の受信料免除 (3) 状況により避難所等へ受信機を貸与
N T T 東 日 本 N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ N T T ド コ モ	(1) N T T の 規 定 に 該 当 す る 被 災 者 又 は 避 難 者 の 基 本 料 金 の 減 免 及 び 仮 住 居 へ の 移 転 工 事 費 の 無 料 化 を 実 施 (2) 災 害 救 助 法 適 用 地 域 の お 客 様 の 電 話 料 金 の 支 払 期 限 の 延 長

第2章 災害復旧事業

章の概要

大規模災害発生後は、その災害による被害を一刻も早く復旧し、市民生活の秩序回復に努める必要がある。このため、市の各部は、所管施設及び所管事業に係る被害の程度を十分調査し、計画的な復旧を図る。

また、国は、著しく激甚な災害が発生した場合における地方公共団体の経費負担の適正化と、被災者の復興意欲を高めることを目的として「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）を制定しており、この法律の指定を受けた場合には、国の特別な財政援助を受け迅速な復旧を目指す。

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 災害復旧事業の推進	関係各部	東京都
第2節 激甚法による災害復旧事業	関係各部	東京都

第1節 災害復旧事業の推進

1 災害復旧事業計画の策定

各部は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査し、次の基本方針に基づいて、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を作成する。

災害復旧事業計画の基本方針	(1) 災害の再発防止……被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図る。 (2) 事業期間の短縮……被災状況を的確に把握し、速やかに効果があがるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間を短縮する。
公共施設に関する主な災害復旧事業計画の種類	(1) 公共土木施設災害復旧事業計画 ア 河川公共土木施設事業復旧計画 イ 道路公共土木施設事業復旧計画 (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画 (3) 都市災害復旧事業計画 (4) 下水道災害復旧事業計画 (5) 住宅災害復旧事業計画 (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画 (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画 (8) 学校教育施設災害復旧事業計画 (9) 社会教育施設災害復旧事業計画 (10) 復旧上必要な金融その他資金計画 (11) その他の計画

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

各部は、被災施設の復旧事業計画を作成する。また、災対財政部は、国又は東京都が費用の全部又は一部を負担若しくは補助するものについて、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるように努める。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲は、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱、同査定方針等により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告、その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定される。

災害復旧事業に伴う財政援助関係法律等	(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 (3) 公営住宅法 (4) 土地区画整理法 (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (7) 予防接種法 (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。 (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
--------------------	--

第2節 激甚法による災害復旧事業

1 激甚災害の指定

市域で災害対策基本法第97条に規定する著しく激甚な災害（以下「激甚災害」という。）が発生し、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づき「激甚災害」または「局地激甚災害」に指定された場合、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するため、激甚法に基づく財政援助等の嵩上げがなされる。

激甚災害の基準については、「激甚災害指定基準」と「局地激甚災害指定基準」の2つがあり、この基準により指定を受けることとなる。

このため、東京都および市は、災害の状況を速やかに調査し、迅速に災害情報の報告を行う。

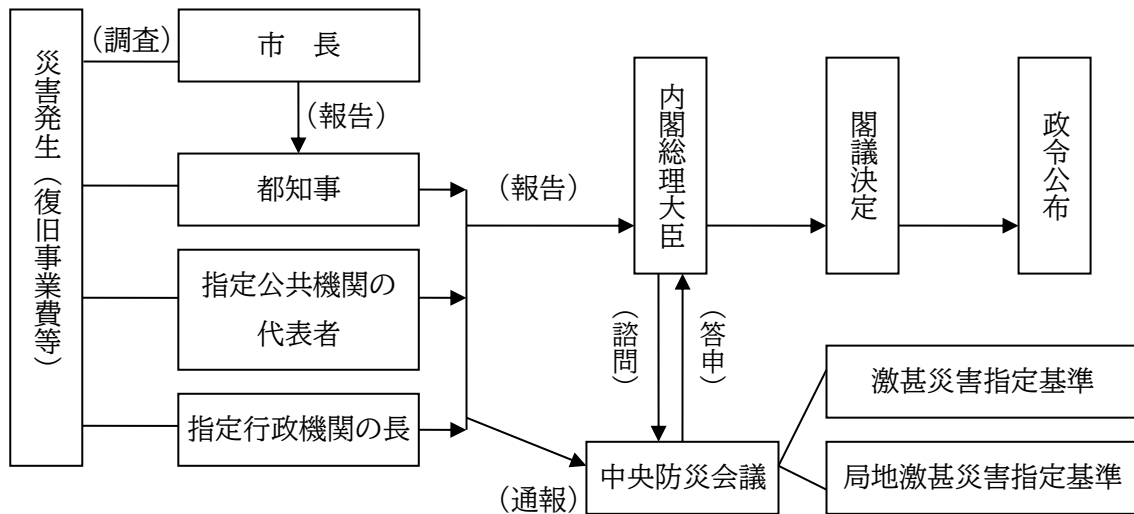
2 激甚災害の指定手続

市域に大規模な災害が発生した場合、市長は、「激甚災害指定基準」または「局地激甚災害指定基準」を十分に考慮して、災害状況等を調査し、都知事に報告する。

都知事は、都内区市町村の被害状況を把握、必要な調査を行い、その結果をとりまとめて内閣総理大臣に報告する。

内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議では、内閣総理大臣の諮問に対し、「激甚災害指定基準」または「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申することとなっている。

激甚災害指定の手続きのながれ



(注)局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月～2月頃に手続きを行う。

3 特別財政援助額の交付手続等

市長は、激甚災害の指定を受けた場合、速やかに関係調書等を作成し、東京都各局へ提出する。

東京都の関係局は、激甚法に定められた事業を実施するとともに、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続等を実施する。

4 激甚法に定める事業

激甚法に定める事業及び東京都の関係局は、次のとおりである。

適用条項	事業名	東京都関係局	備考
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	建設局 港湾労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	2 公共土木施設災害関連事業	建設局 港湾労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育庁	
	4 公営住宅施設災害復旧事業	都市整備局	
	5 生活保護施設災害復旧事業	福祉局	救護施設、更生施設、宿泊所 医療保護施設、宿所提供施設
	6 児童福祉施設災害復旧事業		
	7 老人福祉施設災害復旧事業		
	8 身体障害者更生施設災害復旧事業		
	9 精神薄弱者援護施設災害復旧事業		
	10 女性保護施設災害復旧事業		
第3条 及び 第19条	11 感染症予防事業	保健医療局	
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業		

適用条項	事業名	東京都関係局	備考
第3条及び第9条	13 堆積土砂排除事業	建設局 下水道局 港湾労働局 産業労働局 都市整備局 総務局	河川、道路、公園、緑地、運河、溝渠、広場、その他の施設 公共下水道、都市下水路 林業用施設（貯木場等） 林業用施設、漁場 上記の施設の区域外
第3条及び第10条	14 湛水排除事業	建設局 下水道局 港湾労働局 産業労働局 都市整備局 総務局	
第5条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	産業労働局	
第5条及び第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業		
第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業		
第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置		
第11条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助		
第12条	20 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例		
第14条	21 事業協同組合等の施設の災害復旧事業		
第16条	22 公立社会教育施設災害復旧事業	教育庁	
第17条	23 私立学校施設の災害復旧事業	生活文化局	
第20条	24 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	福祉局	
第21条	25 水防資材費の補助の特例	建設局	
第22条	26 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	都市整備局	
第23条	27 産業労働者住宅建設資金融通の特例		
第24条	28 公共土木施設、農地及び農業用施設又は林道等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需用額への算入	建設局 教育庁 産業労働局 総務局 財政局	公共土木施設 公立学校 農地及び農業用地 地方債の発行及び交付税算定
第25条	29 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	（東京労働局）	

※東京労働局は、国の機関である。

第3章 災害復興計画

章の概要

災害により被災した市民の生活や、企業の活動などをいち早く復興させることが、生活を継続していくことができ、活力あるまちをよみがえらせる決め手になる。復興事業は、単に都市機能を回復させるだけのものではなく、以前よりも安全性が向上し、より合理的な機能をもった都市となるよう努めなくてはならない。そのために、市は災害復興本部を設置し、東京都等と連携して都市復興と生活復興の推進を行う。

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 災害復興体制の確立	都市戦略部、総合経営部、都市計画部、関係各部	東京都
第2節 都市復興対策	都市計画部、関係各部	東京都
第3節 生活復興対策	総合経営部、関係各部	東京都

◇災害復興について

震災等、大規模災害発生直後の応急・復旧段階における行政の役割は、被災者の救助・救援をはじめ、ライフライン施設の応急・復旧対策等、その範囲や関与の程度についておおむね社会的な合意が得られている。また、法令上も災害対策基本法、災害救助法等の規定により行政の役割は明確になっている。これに対し、復興段階における行政の役割は、阪神・淡路大震災、東日本大震災における復興計画の作成過程でもみられたように、事業の範囲や投入すべき資源量について様々な見方があり、社会的合意が得られているとは言い難く、不明確な状況である。

東京都は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大震災後の復興を進めるための行政の行動指針（手引き）として「東京都都市復興マニュアル（平成9年）」と「東京都生活復興マニュアル（平成10年）」を策定していたが、より効果的に復興を進めるには、被災者をはじめとする市民主体の自助・共助による復興とそれを支える公助の連携及び、広く都民が被災後にとるべき行動の指針や基準も必要であるとの認識に立ち、平成15年3月に従来の二つのマニュアルを統合、改訂し、「東京都震災復興マニュアル」を策定した。これにより、都民向けには復興の全体像を提示した「復興プロセス編」が、主に行政担当者向けには復興施策の具体的な行動指針を提示した「復興施策編」が作成された。

市は、これらのマニュアルに基づき、復興の基本的な体制や都市の復興分野の手順を定める「八王子市震災復興マニュアル（平成26年1月）」や「八王子市震災復興の推進に関する条例」を策定、制定した。

その後、東京都は東日本大震災の制度改正を踏まえたものなど継続的に見直しを行い、復興施策編においては、熊本地震（平成28年4月）以降の西日本豪雨・東日本台風等の自然災害を踏まえ、迅速な復興と被災者支援の観点から令和3年3月に修正を行っている。

市もこれらのマニュアルの修正に基づき、「八王子市震災復興マニュアル」や「八王子市震災復興の推進に関する条例（令和4年6月24日条例第30号附則）」の見直しを適宜行っている。

本章は、主に市の復興初期段階における体制と手順をまとめたものである。

第1節 災害復興体制の確立

1 復興の基本的考え方

復興には、「都市復興」と「生活復興」という二つの概念があり、それぞれ次のように定義される。

項 目	基本的考え方
都市復興	人々がくらしやすく、住み続けることができる、活力に満ちたまちをつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。 (1) 特に大きな被害を受けた地域のための復興にとどまらず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行う。 (2) 復興の整備水準は、旧状の回復にとどまらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世代も含め人々が快適なくらしや都市活動を営むことができる「持続可能な都市」にしていくことを目標とする。 (3) 市、市民（都民）、企業、東京都、国等との「協働と連携による都市づくり」を行う。
生活復興	(1) 生活復興の目標 ア 第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く被災前の状態に戻し、その安定を図ることである。 イ 心身や財産に回復し難いダメージを受け、被災前のくらしにもどることが困難な場合には、被災者が新たな現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。 (2) 生活復興の推進 ア 個人や企業は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう公的融資や助成、情報提供、指導、相談等を通じて自立のための支援を行う。 イ 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。

2 復興体制

(1) 災害復興本部の設置

被害が甚大であり迅速かつ計画的な復興が必要と認めた場合は、被災後1週間以内に市長を本部長とする災害復興本部を設置し、災害復興総合計画の策定に着手するとともに、災害復興事業（復興のための地域づくりをはじめとし、経済復興や市民生活の再建など、市民生活すべてにわたる分野）の総合調整を行う。

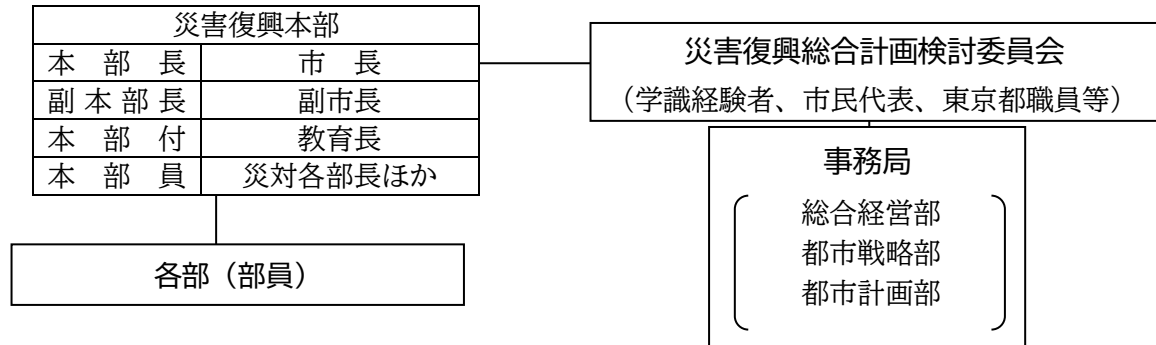
災害復興本部の事務局は、都市戦略部、総合経営部及び都市計画部を中心として構成し、事務局長を総合経営部長とする。また、都市計画部長、都市戦略部長は、副事務局長として事務局長（総合経営部長）を補佐する。

本部長は、市職員のほか、学識経験者、市民代表及び東京都職員等により構成される災害復興総合計画検討委員会を設置し、災害復興基本方針等を諮る。

また、八王子市災害時受援応援計画に基づいて人的支援の応援要請を行うとともに、東京都で設置する「復興本部長等連絡会議（仮称）」による関係地方公共団体の相互間調整を要請する。

また、災害対策本部と災害復興本部は、その目的と役割は異なるが、連携を密にして同時並行で活動する必要がある。

災害復興本部の組織



(2) 災害復興本部の分掌事務

災害復興本部の分掌事務は、災害対策本部の分掌事務（⇒ 第3編 第1章 第4節 第5項「分掌事務」参照）において併記しているが、被災状況などに応じて、本部長の命により変更されることがある。

また、災害対策の事務自体も、時間の経過とともに応急対策、復旧対策、復興対策と推移するため、災害対策本部と災害復興本部の事務分担については、必要に応じて協議し、決定する。

3 災害復興総合計画の策定

災害復興本部長は、国復興基本方針及び都復興方針に即して、復興後の市民生活や市街地形成のあり方及びその実現に至る基本的戦略を明らかにした「八王子市災害復興基本方針」を策定し、公表する。

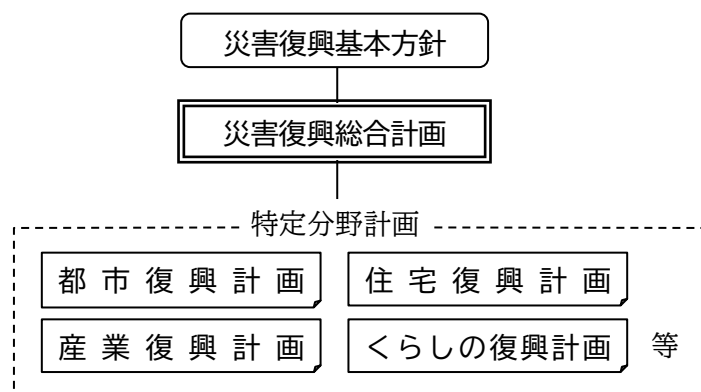
災害復興本部は、基本方針に基づき、災害復興総合計画及び特定分野計画を策定する。

災害復興総合計画は、災害後の八王子市の復興に係る市政の最上位の総合計画として、(1)自治体を実施する復興施策に係る基本目標と体系を明らかにし、(2)市民の生活再建、生活の基盤であるまちの再生（まちづくり）等に必要な施策を網羅し、(3)今後の大災害にも備える安全安心都市への改善を目指した長期的視点に立って策定する。また、策定にあたっては、広く市民の意向を聴き、反映する。

特定分野計画は、特定分野の施策について、災害復興総合計画と整合を図りつつ、策定する。

大規模災害からの復興に関する法律（以下、復興法）が適用され、国の復興基本方針が定められる場合には、東京都は復興基本方針に即して復興方針を定めることになる。また、市は市単独又は東京都と共同して復興法に基づく復興計画を作成できるとされており、復興法の適用事項等に留意する。

災害復興計画の体系



災害復興総合計画策定のスケジュール

2週間程度	○災害復興総合計画検討委員会開催 ○災害復興基本方針の策定
4か月程度	○災害復興総合計画の原案策定 ○住民への提示及び意見集約
5か月程度	○特定分野計画との調整 ○東京都復興計画との調整
6か月程度	○災害復興総合計画策定、公表

4 財政方針の策定

災害復興本部は、予算措置、財源対策や特例措置に係る東京都や国への提案要求、災害復興総合計画策定等の前提資料となる財政需要見込額を算定し、必要な財源を確保する。

財政需要は複数年次にわたって見積もり、順次精度を高めていく。また、緊急度が高い応急・復旧対策は当年度予算で可能な限り措置するための方策を検討するほか、応急・復旧事業、復興事業に係る予算編成にあたって、予算編成方針を示す。

5 復興事業の推進

災害復興事業のうち地域づくりに関する分野の復興は、平常時から進めるまちづくり計画を活かしながら、被害状況を的確に計画・事業に反映することができるよう被害状況の早期把握に努めるとともに、被害状況や基盤整備状況などの地域特性に応じた災害復興総合計画を策定し、速やかな事業の実現を図る。事業の実施にあたっては、必要に応じて関連諸制度を活用しながら、良好で安全なまちなみの形成を図る。

被災した市民・事業者及び被災地域の健全な回復は、計画の原案策定から実施までの各過程で、「都市復興」と「生活復興」の二つについて国・東京都等と連携して進める。

6 被災者総合相談窓口の設置

事務局は、被災者からの問い合わせや各種相談に対応し、各分野における災害復興事業を円滑に進

めるため、市役所等に被災者総合相談窓口を設置し、関係各部の担当者を配置する。

警察署は、警察署・交番その他必要な場所に臨時相談所を開設して、警察関係の相談にあたる。

消防署は、消防署、その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談・説明等を行うとともに、地震後の出火防止に関する指導を行う。また、火災による罹災証明書の発行について、市と連携を図り、罹災者の利便の向上を図る。

第2節 都市復興対策

災害復興本部長は、災害復興基本方針に基づき、都市の復興を迅速かつ円滑に行うため、次のプロセス（期間）を基本とする都市の復興対策を実施する。プロセスの手順の詳細については、「八王子市震災復興マニュアル」に定める。

1 被災前の調査

被災前に「都市づくりの現行計画とその整備状況」「都市基盤の整備水準」「災害種類別の被害想定」に関する調査を実施し、GIS（地理情報システム）等で図として取りまとめ、東京都と市で共有し、継続的に更新する。

また、被災後に効率的に家屋被害調査を実施するため、調査結果をもとに、あらかじめ市街地復興が必要となる可能性がある地区を「優先調査地区」として抽出し、東京都と市で共有する。

2 被災後の調査（被害状況調査）

被災地において、都市復興に関する方針・計画の策定や、事業の実施を検討するために、被害状況の把握が必要となる。災害復興本部は、東京都と連携し、被害状況として次の調査を実施し、被災前の調査結果と重ねられるように、GIS（地理情報システム）等で図として取りまとめ、共有する。

（1）家屋の被害状況〔優先調査地区：10日、その他の地区1ヶ月〕

東京都は、他機関が多目的で調査する家屋被害に係る調査結果（被災建築物応急危険度判定、国土地理院の航空写真など）を収集し、「被害区域図（災害種類別）」と「街区別被害度の分布図」を整理する。災害復興本部は、その結果をもとに現地確認（補足調査）を行い、必要に応じて修正する。

ア 被害区域図（災害種類別）

家屋被害の原因となった災害について、揺れ、地盤、火災、浸水等の視点から調査し「災害種類別の被害区域図」を作成する。

イ 街区別被害度の分布図

街区単位で建て替えが想定される家屋の被害度を調査し、整理した「街区別家屋被害度の分布図」を作成する。

（2）都市基盤施設の被害状況〔2週間以内〕

各地域防災計画により都市基盤施設への被害は各施設管理者や事業者が被害概要を把握し、DIS（東京都災害情報システム）等を活用して、各災害対策本部へ随時報告することになっているため、東京都と災害復興本部はそれぞれこれらの情報を各災害対策本部から収集し、整理する。

3 都市復興基本方針の策定（2週間以内）

災害復興基本方針における都市の復興分野として「都市復興基本方針」を策定する。「都市復興基本方針」は「復興まちづくり方針」と「地域別復興まちづくり方針」で構成される。災害復興本部は、それぞれの原案を検討し、東京都等の関係機関と調整を図り、他分野の復興方針と合わせて、「災害復興基本方針」（⇒第3章第1節第3項）として策定・公表する。

（1）復興まちづくり方針

災害復興本部は、市内の主要インフラや土地利用について八王子市都市計画マスタープランを基本として、調査結果を元に、東京都復興方針や「地域別復興まちづくり方針」との整合を図りつつ、「復興まちづくりの方針」として示す。

（2）地域別復興まちづくり方針

「市街地復興の対象区域」及び「市街地復旧の対象区域」を定めるとともに、必要に応じて第一建築制限（⇒5）、土地取引規制（⇒6）、時限的市街地（⇒7）や地域協働復興区域（復興協働区）（⇒8）を検討し、実施する場合には、その内容や趣旨を記載する。

「市街地復興の対象区域」はその地区区分として、面整備により抜本的な改造を予定する「市街地改造予定地区」と部分改造や自立再建への支援など修復的な改善を予定している「市街地修復予定地区」の2種類があり、家屋や都市基盤施設の被害状況や復興事業などを考慮して定める。

4 市街地復興の対象区域とその地区区分（2週間以内）

都市復興基本方針の地域別まちづくり方針に定めた市街地復興の対象区域とその地区区分（市街地改造予定地区、市街地修復予定地区）について、八王子市震災復興の推進に関する条例に基づき、告示する。

復興まちづくり計画等を検討していく中で、市街地復興の対象区域とその地区区分（市街地改造予定地区、市街地修復予定地区）の区域や地区を変更することが望ましいと判断した場合には、地域別復興まちづくり計画にその内容を記載し、決定及び変更後に、変更後の区域及び地区を告示する。

5 第一次建築制限の実施（2週間～1か月）※必要に応じて1か月の延長措置

復興事業を合理的に行うため、「市街地復興の対象区域」において、建築行為等により復興まちづくり上支障となる可能性がある場合など、区域を指定し、建築基準法第84条による被災市街地における建築制限を実施する。実施にあたっては、住民の理解と協力が得られるよう、きめ細かな相談・支援及び適切な情報提供を行う。

（1）建築制限の実施有無の検討

災害復興本部は、「市街地復興の対象区域」において、建築行為等により復興まちづくり上支障となる可能性がある場合など、第一次建築制限の実施有無を検討し、実施する場合には、その旨を東京都と協議を行う。

（2）建築制限区域（案）の作成と建築制限の指定・告示

災害復興本部は、「市街地復興の対象区域」において、地形地物等を参考としながら町丁目単位を基本とした区域（案）及び建築の制限又は禁止の内容を作成する。なお、第一次建築制限の区域・内容の検討にあたっては、将来的に実施する可能性のある第二次建築制限との整合性も考慮する。市長は、区域（案）を東京都と調整した後、区域の指定、告示を行う。

(3) 建築基準法第85条第一項に基づく仮設建築物に対する制限の緩和措置（2週間以内）

市長は、被災市街地の隣接する区域について、仮設建築物に対する制限を緩和する必要がある場合は、その区域を指定する。

(4) 復興相談の実施（2週間以内）

災害復興本部は、復興相談の窓口を設置し、建築制限に係る情報提供、建築相談等を実施する。

なお、災害対策本部が被災者相談（⇒「第3編 第12章 第7節」及び「第4編 第13章 第5節」参照）を行う場合はこれらの窓口と調整する。

(5) 期間延長等の検討（1か月以内）

災害復興本部は、市街地復興の対象区域の設定状況等を踏まえて、期間延長や建築制限区域の見直しを検討する。見直す場合、市長は区域（案）を東京都と調整したのち、区域の指定、告示を行う。

6 土地取引規制（2週間～2年以内）

「市街地復興の対象区域」のうち、「市街地改造予定地区」において、地価が急激に上昇し、又は上昇する恐れがあると認められる区域を、必要に応じて国土利用計画法第27条の6第1項の規定に基づく監視区域の指定を行うものである。

(1) 監視区域の指定の実施有無の検討

土地取引規制は国土利用計画法で都知事の責務であるが、市が指定する「市街地復興の対象区域」の「市街地改造予定地区」において、その実施有無を判断することになるため、市がその実施有無を検討し、東京都と調整を行う。

(2) 監視区域指定の手続き（監視区域を実施する場合）

市（市長）は、監視区域の区域、届出対象面積及び指定期間の案を作成し、東京都（都知事）と調整する。東京都は、監視区域の指定の手続きを経て、指定・公告を行う。

7 時限的市街地の形成（2週間以降）

近年の大災害からの復興において、復興が遅れている原因の一つとして、地区内権利者が遠方に避難し、協議が進まないことが挙げられる。そのため、「市街地復興の対象区域」において、本格的な復興まで、区域内権利者の継続的な生活を支える場として、被災宅地等を活用して、住宅、店舗、事務所、集会所、被災者支援拠点などの仮設建築物、残存する建築物やオープンスペースなどによって構成される「時限的市街地」の設置について検討する。設置にあたっては周辺地域との連携も考慮する。

(1) 時限的市街地の設置有無の検討・決定（2週間程度）

災害復興本部は、災害救助法に基づく応急仮設住宅や時限的市街地の設置の可能性がある区域について、建築基準法第85条に基づく仮設建築物に対する制限の緩和を行う区域を検討する。その結果を踏まえ、市（特定行政庁）が区域指定を行う（2週間以内）。

次に災害復興本部は、「市街地復興の対象区域」のうち、市施行事業の実施又は予定している地区等において、復興まちづくりを円滑に進めるとともに従前のコミュニティや地域産業等の維持に努める観点から、時限的市街地の設置有無を検討し、決定する。都施行事業区域等については、東京都が市と調整し決定する。

(2) 時限的市街地の設置準備（時限的市街地を設置する場合）（2週間程度）

災害復興本部は、地区内権利者の意向を把握するとともに、時限的市街地を設置する地区において「みなし仮設」を確保するための建築物や「仮設建築物」を設置するための公有地、被災宅地（民有地）等の用地の状況を調査する。なお、災害復興本部は都施行事業地区において東京都を支援する。

これらの調査に当たっては東京都の応急仮設住宅等の設置の取組（東京都震災復興マニュアル（復興施策編）第3章住宅の復興）と連携を図り実施する。

(3) 時限的市街地の設置・運営管理（2週間程度以降）

災害復興本部は、時限的市街地の設置準備の調査結果を踏まえ、配置計画を作成し、時限的市街地を設置・運営管理を行う。災害復興本部は、東京都が運営管理を行う時限的市街地について、入居者の意向把握など運営支援を行う。また、災害復興本部は「復興協働区」の認定や時限的市街地の設置のための用地・建物確保のための情報提供や技術支援等を行う。

8 地域協働復興区域（復興協働区）

市長は、市街地復興の対象区域において、対象区域の住民や地権者への呼びかけ、準備会の開催等を経て、「八王子市震災復興の推進に関する条例」に基づく地域復興組織（活動区域を地域協働復興区域）として認定する。

9 都市復興基本計画（原案）の検討・作成（2か月以内）

行政と市民が共通の目標をもって復興都市づくりを進めるため、災害復興総合計画の都市の復興分野の特定分野計画として、「復興まちづくり計画」と「地域別復興まちづくり計画」で構成される「都市復興基本計画」を策定する。

(1) 復興まちづくり計画（原案）の検討・作成

災害復興本部は、都市計画マスタープランをもとに、調査結果を踏まえ、復興まちづくり方針を具体化し、市内の主要なインフラや土地利用等の都市計画や事業の指針を記載した「復興まちづくり計画（原案）」を検討し、作成する。検討にあたっては、「地域別復興まちづくり計画（原案）」と整合性を図るとともに、東京都や関係者と調整を図る。

(2) 地域別復興まちづくり計画（原案）の検討・作成

災害復興本部は、都市計画マスタープランや地域別のまちづくり方針等をもとに、調査結果を踏まえ、地域別復興まちづくり方針を具体化し、地域におけるインフラや土地利用等の都市計画や事業の指針を記載した「地域別復興まちづくり計画（原案）」を検討し、作成する。

「地域別復興まちづくり計画（原案）」は当該地域における「市街地復興の対象区域」において作成する「市街地改造計画（原案）」「市街地修復計画（原案）」で構成され、第二次建築制限、土地取引規制、時限的市街地、地域協働復興区域の指定等を実施する場合には、その旨を記載する。

検討にあたっては、「復興まちづくり計画（原案）」と整合性を図るとともに、東京都や関係者と調整を図る。

なお、「地域別復興まちづくり計画（原案）」を検討していく中で、市街地復興の対象区域とその地区区分（市街地改造予定地区、市街地修復予定地区）の区域や地区を変更することが望ましいと判断した場合には、原案にその内容を記載する。

10 第二次建築制限（2ヵ月～2年以内）

第二次建築制限とは、都市計画として「被災市街地復興推進地域」を決定し、建築行為等の制限を行うとともに、市街地開発事業等や住宅供給等の特例を受ける区域を定めることを指す。「市街地復興の対象区域」のうち、今後の事業実施や土地利用規制の見込みなどを考慮し、必要な区域については、第二次建築制限区域（被災市街地復興推進地域）に指定する。第二次建築制限区域（被災市街地復興推進地域）においては、被災市街地特別措置法第7条により土地の形質の変更または建築物の新築等の行為にあたっては市長の許可を受けなければならない。また、許可にあたっては、将来行うべき市街地の整備改善のため必要な措置の実施を困難にしないものであれば、許可できることから、あらかじめ許可要件を定める必要がある。

(1) 第二次建築制限の実施有無の検討・調整

災害復興本部は、「市街地復興の対象区域」において、市街地改造計画（原案）や市街地修復計画（原案）の検討と合わせて、第二次建築制限について、その実施有無を検討する。

(2) 第二次建築制限区域（案）及び許可要件（案）の作成・調整

災害復興本部は、「市街地復興の対象区域」において、第二次建築制限を実施する場合には、第一次建築制限を実施していた場合はその区域をもとに、計画の具体化を踏まえ、区域（案）及び許可要件（案）を作成し、東京都と調整を行う。

(3) 第二次建築制限区域（被災市街地復興推進地域）の都市計画決定・告示

災害復興本部は、第二次建築制限の区域（案）や許可要件（案）を基に、都市計画決定の手続きを行う。

11 都市復興基本計画の策定（6か月以内）

「復興まちづくり計画」と「地域別復興まちづくり計画」で構成される「都市復興基本計画」について、東京都への意見照会を行い、東京都の意見を踏まえるとともに、公聴会の開催その他の手段により適切に市民意見を反映し、また、原案を踏まえて実施している都市計画の決定・変更や適用事業の内容を追加する。地域別復興まちづくり計画の策定にあたっては、災害復興本部は地域復興組織の立ち上げを働きかけ、組織が立ち上がった場合は、地域別復興まちづくり計画（原案）をもとに、地域による検討を支援する。

その上で、他分野の復興計画と合わせて「災害復興総合計画」として策定、公表する。

12 復興事業の推進

(1) 広域インフラ事業（東京都施行）

東京都は、「東京都震災復興計画（都市の）復興」に基づく広域インフラ事業について、関係住民・企業、市などの関係機関と調整を図りながら、事業計画を作成し、事業を実施する。

(2) 主要インフラ事業

災害復興本部は、「復興まちづくり計画」に基づく広域インフラ事業について、関係住民・企業、市などの関係機関と調整を図りながら、事業計画を作成し、事業を実施する。

(3) 地域別まちづくり事業

「地域別まちづくり事業」には「市街地改造型事業」と「市街地修復型事業」がある。「市街地改造型事業」は面的に抜本的な改善を図るための事業で、都市計画法第12条に基づく市街地開発事業、

都市計画法第11条に基づく都市施設のうち一団地の住宅施設事業、一団地の官公庁施設事業、一団地の復興拠点市街地形成事業や、防災集団移転事業をいい、これら以外の事業を「市街地修復型事業」という。

災害復興本部は「地域別復興まちづくり計画」に基づく各事業について、関係住民・企業、市などの関係機関と調整を図りながら、事業計画を作成し、事業を実施する。また、他の事業者が実施する都市復興に係る事業について、支援する。

第3節 生活復興対策

災害復興本部長は、災害復興基本方針に基づき、①住宅の復興、②くらしの復興、③産業の復興に関する対策を実施する。

1 住宅の復興対策

災害復興本部は、東京都及び関係機関と協力し、災害対策本部が実施する住宅関連の対策と連携を図りながら、応急的な住宅の確保、自力再建支援及び公的住宅の供与等の復興対策を実施する。

(1) 住宅復興計画の策定

住宅の被害状況を的確に把握し、自力再建を基本とした各種支援策を検討し、建設主体・タイプの住宅供給目標や実現のための施策を早期に策定する。

(2) 応急的な住宅の整備

地域での居住継続確保、災害廃棄物の大量発生の抑制、住宅の自力再建が困難な被災者数、その他復旧復興事業を勘案して、被災住宅の応急修理、応急仮設住宅や一時的に提供する住宅の供与を推進する。

(3) 自力再建への支援

災害の程度や社会経済状況、財源の状況等に応じて、次のような住宅再建支援メニューを検討し、自力再建を促進する。

自力再建支援施策	ア マンション等の再建支援 マンションの建替え（の合意形成）、補修に係る支援
	イ 住宅資産活用等による住宅再建支援 定住促進、持ち家再建、住宅資産活用による民間賃貸住宅供給への支援
	ウ 民間住宅の供給促進 民間住宅の供給への支援
	エ 民間賃貸住宅入居支援 民間賃貸住宅入居者への支援
	オ 住まい・まちづくりの推進 住まい・まちづくり活動、まちづくりとの連携、地域復興協議会への支援
	カ 情報提供及び相談 情報提供・相談対応による支援

(4) 公的住宅の供給

東京都、独立行政法人都市再生機構等と協力し、被災者のニーズ、将来の人口動向、用地取得可能性等の諸事情を総合的に勘案して、広域的、長期的な視点にたち、自力再建が困難な被災者に対する公営住宅等の供給を推進する。

(5) 安全で快適な福祉のまちづくりの推進

住宅・住環境のバリアフリー化、福祉施策と連携のとれた住宅サービスの提供のため、安全で快適な福祉のまちづくりを計画的に推進する。

推進にあたっては、都市復興対策と十分な調整・連携を図りながら、耐震・不燃化の促進による安全な住宅・住環境の整備を推進する。

2 くらしの復興対策

災害復興本部は、東京都及び関係機関と協力し、また、災害対策本部が実施する生活関連の対策と連携しながら、市民のくらしを災害前の状態に戻し、また、元のくらしに戻ることが困難な被災者に対しては新たな状況に適合したくらしができるよう、医療、福祉、保健、教育・文化、市民活動、消費生活等の復興対策を実施する。

(1) 医療

医療機関の再建支援、復旧状況に関する情報提供、医療機能の回復が遅れている地域や一時的な医療需要の増加がみられる地域での仮設診療所の設置等を行う。

(2) 福祉

被災後の福祉需要とサービス供給能力を把握し、福祉サービス提供体制の再構築等の支援策を実施する。

福祉支援施策	ア 地域福祉需要の把握 福祉活動関連情報の収集、一時入所の実施
	イ 社会福祉施設等の再建 施設の修理、改修・改築の支援等
	ウ 福祉サービス体制の整備 施設の整備・拡充、在宅サービス体制の充実等
	エ 生活支援対策 生活資金の貸付、災害弔慰金等の支給、義援金の募集・配分等の促進

(3) 保健

メンタルヘルスケア、健康相談、食生活支援等の健康管理等の保健対策、公衆浴場の営業状況に関する情報提供と再開支援及び食品・飲料水の安全確保、食中毒発生予防等の環境衛生対策を推進する。

(4) 学校教育

学校施設の再建等、迅速な授業再開に向けた施策、被災した児童・生徒への支援策等を推進する。

(5) 文化・社会教育

文化・社会教育施設等の再開、文化財等の修復支援等を推進する。

(6) ボランティア等の市民活動

ボランティアセンターやボランティアコーディネータと連携し、地域の復興状況に応じたボランティア活動の調整等を推進する。

(7) 消費

悪質商法や便乗値上げ等に対する消費生活相談窓口の設置を推進する。

3 産業の復興対策

災害復興本部は、東京都及び関係機関と協力し、早期の事業再開等が円滑に進むよう、東京都が主体となって実施する次の施策を推進する。

産業復興支援施策	(1) 産業復興方針の策定 復興段階に応じた産業復興の方向性、総合的な施策の推進 (2) 中小企業対策 中小企業の事業再開支援、産業活性化策等 (3) 観光産業の復旧促進 観光復興イベントの開催等 (4) 農林業 農林水産業者の速やかな生活再建と生鮮食糧品の安定供給の促進を図るための農林漁業施設の再建支援、物流の安定化対策等 (5) 雇用・就業 雇用維持対策、失業者発生の未然防止、離職者の再就職促進等 (6) 相談・指導 従業者、離職者、事業主等への情報提供、相談窓口の設置等
----------	---